

# 任意合併協議会だより

発行：阿智村・清内路村任意合併協議会

〒395-0303 下伊那郡阿智村駒場483番地 阿智村役場内 電話 0265-43-2220 FAX 0265-43-3940



○村井知事に要望書を読み上げる岡庭阿智村長（長野県庁にて）

合併した場合の支援を求める要望書を長野県知事に提出

阿智村の岡庭村長と清内路村の櫻井村長は、三月七日に長野県庁を訪れ、合併に関する人的、財政的支援を求める要望書を村井知事に提出しました。

まず岡庭村長より阿智村・清内路村任意合併協議会の設置を報告し、阿智村、清内路村のような小規模村の行財政を取り巻く環境が一層厳しさを増す状況の中、限られた職員体制で、新村への移行準備や新しいまちづくりに臨まなければならない状況を説明しました。

長野県においては、いち早く、村井知事を本部長とする「新長野県市町村合併支援本部」と「下伊那地域支援本部」を設置し、本庁・現地機関が一丸となった支援体制を整備していることに感謝した上で、現在の合併は、合併新法によって国の支援が薄くなっているなかであり、県の支援に期待するところは極めて大きく、両村共に、その具体的内容が早期に示されるのを待ち望んでいること、そして阿智、清内路両村の合併が円滑に推進できるよう、人的な支援はもとより、「長野県合併特例交付金」の新法下への適用や対象

事業の拡大、合併移行に伴う経費の補てんなど、県のご支援をいただけるよう要望しました。

これに対し、村井知事は「人的、財政的にも工夫をして支援を行いたい。」と明言し、「私としては大歓迎」と笑顔で話しました。また、「地域に人が住み続けるためにどうすればよいか、浪合村との合併の経験を生かして協議を進めてほしい。」と述べられました。

この日の要望には、両村の小笠原議長と原議長、田山下伊那地方事務所長も同席しました。

○知事との懇談の様子



# 任意合併協議会

第二回任意合併協議会（三月三日）から実質的な協議が開始されました。ここでは第三回（三月十三日）までに会議で協議し合意された内容になります。

また今後への課題とされたことなどについてお知らせします。

## 合併の方式

清内路村を廃し、その区域を阿智村に編入する編入合併とする。

## 合併の期日

合併の期日は、平成二十一年三月三十一日とする。

合併の特例に関する法律の規定の適用のうち、財政措置を考慮し、平成二十年度中を期日とします。必要な手続きや合併の事務処理に要する期間を考慮して最短でこの日程になります。

## 新村の名称

新村の名称は「阿智村」とします。

## 新村の事務所の位置

新村の事務所の位置は現在の阿智村駒場四八三番地（現在の阿智村役場）とします。

## 財産の取り扱い

清内路村の村有林は、阿智村に引き継ぎ、その一部区有林等については清内路地区の財産とします。

## 議会の議員の定数及び任期の取り扱い

合併特例法の「定数特例」を適用し、合併時に清内路の選挙区を設け、増員選挙を行います。

## 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

市町村の合併の特例に関する規定を適用し、次回の任期まで（平成二十三年七月）清内路地区で一名選出し在任します。

## 地方税の取扱い

村民税、固定資産税、軽自動車税等、すべて阿智村の税率にあわせまます。

## 一般職の身分の取扱い

清内路村の職員は、全て阿智村の職員として引き継がれ、

職員の任免、給与その他の身分について公正に扱われます。定員適正化計画を作成し、定員管理の適正化に努めます。

## 特別職の身分の取扱い

編入される清内路村の特別職（村長・副村長・教育長）は失職となります。

非常勤特別職のうち、教育委員・選挙管理委員・監査委員・固定資産評価審査委員は、合併時点では阿智村の委員が在任し、清内路村の委員は失職します。それぞれの任期終了後は、新村の中から選出します。

なお、今回の合併では清内路地区に参与は置きません。

## 条例・規則の取扱い

阿智村の条例・規則を基本とし、各協議項目の調整方針に基づき規定を調整していきます。

## 清内路村役場の取扱い

清内路村役場は支所とし、支所長、自治会・公民館、窓口の三名体制とし、浪合地区を見直す二年後に、併せて清内路の支所機能の再検討を行う方向で調整中です。

## 総合計画策定

阿智村の策定する第五次総合計画に清内路振興計画を付け加えます。

## 行政改革

合併時に新たに集中改革プランを作成し、適正な定員数を設けます。

## 指定金融機関等について

阿智村の取扱いに統合します。

## 特別会計の設置に関すること

合併時に再編し、阿智村に合わせます。

## 過疎・辺地計画に関すること

合併時に、各計画それぞれ新村に引き継ぎます。（合併後も清内路地区は過疎地域と見なされ過疎法の適用は継続します。）

## 一部事務組合の取扱い

清内路村が加入している一部事務組合について合併の前日をもって脱退します。阿智村と清内路村の一部事務組合加入状況は全く同じです。阿智村が継続することで清内路村としては脱退することになります。

## 使用料の取り扱い

村営住宅の使用料の額については現行どおりとします。

## 補助金、交付金等の取扱い

阿智村の規定に合わせます。有害獣の駆除の資格補助については阿智村でも検討します。

## 住所表示の取扱い

阿智村の区域・名称についてはそのままとします。清内路村では、全域を一つの単位とし、それを「清内路」と称します。阿智村清内路〇〇番地



○第三回任意合併協議会（清内路村老人福祉センター）

## 慣行の取扱い

「村花」・「村木」・については、阿智村に清内路村のものを追加します。

## 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険税、給付内容に違いがありますが、合併時に阿智村の制度に合わせます。

## 国保関係の主な相違点

賦課方式	
阿智	： 四方式
清内路	： 三方式 (資産割なし)
納期	
阿智	： 10期(5~2月)
清内路	： 12期(4~3月)

## 介護保険事業の取扱い

阿智村の制度に合わせます。

## 介護保険関係の主な相違点

保険料基準額	
阿智	： 49,200円
清内路	： 54,000円
普通徴収	
阿智	： 10期(5~2月)
清内路	： 12期(4~3月)

## 消防団の取扱い

阿智村に合わせます。  
なお、退団年齢については団員数を考慮し、2年間で段階的に阿智村に合わせます。

## 行政区の取扱い

現在の阿智村の部落体制に清内路地区で編成する九部落を追加します。

## 諮問機関の取扱い

合併時に再編します。(清内路村の諮問機関は廃止となります。)

## 情報基盤整備の取扱い

阿智村に合わせます。清内路村の情報基盤については、二十年度中の整備を目指します。

## 地域自治組織の設置の取扱い

合併時に清内路地区で一つの自治会を立ち上げ、阿智村の組織に追加します。

## 清内路中学校の後利用

清内路村においても二十年度中に研究会によって方向をだしますが、合併後に協議会をもって再度、後利用について協議します。

## 各種事務事業の取扱い

### ○公共交通事業

当面は現行どおりとします。阿智村での交通に関する研究が終了次第調整します。

### ○窓口業務

阿智村に合わせます。(一部時間外のサービスが受けられます。)

### ○し尿収集運搬事業

阿智村に合わせます。

### ○保健事業

原則阿智村に合わせます。より効果的な事業となるよう調整します。

### ○診療所

二村の診療所は現行どおりとします。

### ○障害者福祉事業

阿智村に合わせます。障害者計画については清内路独特のものを考慮し阿智村に合わせます。

### ○高齢者福祉事業

敬老会については阿智村で行っている自治会ごと実施している方式に合わせます。

## ○児童福祉事業

児童保育については、三年以内に阿智村に合わせます。

## ○保育事業

二村の保育所は、現状のまま継続することとします。但し、阿智村の保育所においては、統廃合について別に検討します。

保育料金については、合併時に阿智村に合わせます。

## 現在の保育料の比較

第4階層-1 (月額)	
阿智	： 15,300円
旧浪合	： 10,000円
清内路	： 11,000円

## ○その他福祉事業

社会福祉協議会については統合することになります。祝金事業については、阿智村に合わせます。(平成二十年度から第一子より一律五万円給付)

## ○健康づくり事業

水中運動教室、各種健康教室については、阿智村に合わせます。

## ○ごみ収集運搬業務事業

阿智村に合わせます。

## ○環境対策事業

不法投棄監視員を清内路地区でも一名監設置します。

## ○農林関係事業

阿智村に合わせます。ただし、清内路の伝統野菜については阿智村の条例に追加します。

グリーンツーリズム推進事業は阿智村でも新たに制度を考えます。

## ○商工・観光関係事業

阿智村に合わせます。清内路のふるさと村自然園については、指定管理者制度を導入していますが、契約更新時までに再検討します。

## ○建設関係事業

阿智村の制度に合わせます。除雪体制については現状のまま継続とします。



○上下水道事業の取扱い  
 上水道については、若干料金や加入負担金に差がありませんが、合併時に阿智村に合わせます。

標準的な家庭  
 (4人家族30㎡使用)

阿智村	3,965円/月
清内路村	3,500円/月
差額	465円/月
両村の差額	5,580円

下水道については、阿智村が従量制、清内路村が定額制と使用料の算出方法が異なりますので、現状のまま新村に引き継ぎ、二年後に見直すことにします。

○学校教育事業

合併時、二村の小学校は現状どおり新村に移行します。ただし、中学校については平成二十二年度に阿智中学校に統合します。

その他、原則、阿智村に合わせますが、細部については教育委員会で調整します。

○社会教育事業

清内路村の指定文化財につ

ては阿智村に引き継ぎます。文化財保護委員については、教育委員会で協議します。

公民館については、合併時に清内路公民館を地区館とします。役員の扱いについては原則阿智村に合わせます。

清内路村の行っている交流事業については継続としますが、公費の支出については再検討します。

○選挙関係

阿智村に合わせる形で選挙管理委員会で調整します。

○その他事業

村づくり支援については、阿智村に合わせますが、空き家の有効活用事業については、清内路の制度を引き継ぎ阿智村でも新たに制度を研究します。

新しい村づくり会議

阿智村と清内路村との合併後の新しい村の将来構想案を策定するために、任意合併協議会の附属機関として「新しい村づくり会議」を設けました。

この会議で策定される構想

案は、任意合併協議会に提案され、正に新しい村の将来構想の原案となるものです。

この機関は、両村の住民二十名で組織され、合併後の新たな村づくりの構想をどのように考えていくかという村づくり案を任意合併協議会に提言していきます。

三月十五日に第一回目の新しい村づくり会議を阿智村コミュニティホールで行いました。自己紹介、正副会長の選出、これまでの経過と会議の目的の説明、意見交換などを行いました。会長に阿智村の

新しい村づくり会議名簿

阿智村		清内路村	
部落	氏名	地区	氏名
七久里	塩澤悦夫	下清	岡本雄太
中関下	内田咲子	下清	桜井成人
馬場	片桐奨悟	上清	桜井信和
下郷	井原春江	下清	桜井久
下平	熊谷紀夫	下清	樽沢和子
濃間	渋谷章行	上清	原章博
治部坂	川上敦子	下清	原和寛
栄町	原拓伸	上清	原佳世
下郷	塚田順二	下清	原京子
中野	金田智代	上清	原勇二



原拓伸さん、副会長に清内路村の櫻井信和さんに決まりました。月一回ペースで会議を行っていきます。

事務局からのお知らせ

▼先日両村の公民館主催による合併についての意見交換会が開催されました。それぞれの立場で様々な意見が出されたようです。この任意合併協議会でも、両村の事務事業協議や合併した場合の将来構想策定に皆様の意見を反映させていきたいと思っております。  
 ご意見などございましたら、お知らせください。

阿智村・清内路村任意合併協議会事務局

所在地 〒395-0303  
 長野県下伊那郡阿智村駒場483番地  
 阿智村役場内  
 連絡等 電話 0265-43-2220(内線270)  
 F A X 0265-43-3940  
 ホームページアドレス <http://www.vill.achi.nagano.jp/>  
<http://www.seinaiji.jp>